

安心・安全なまちづくり対策 特別委員会説明資料

食の安全の確保について

目 次

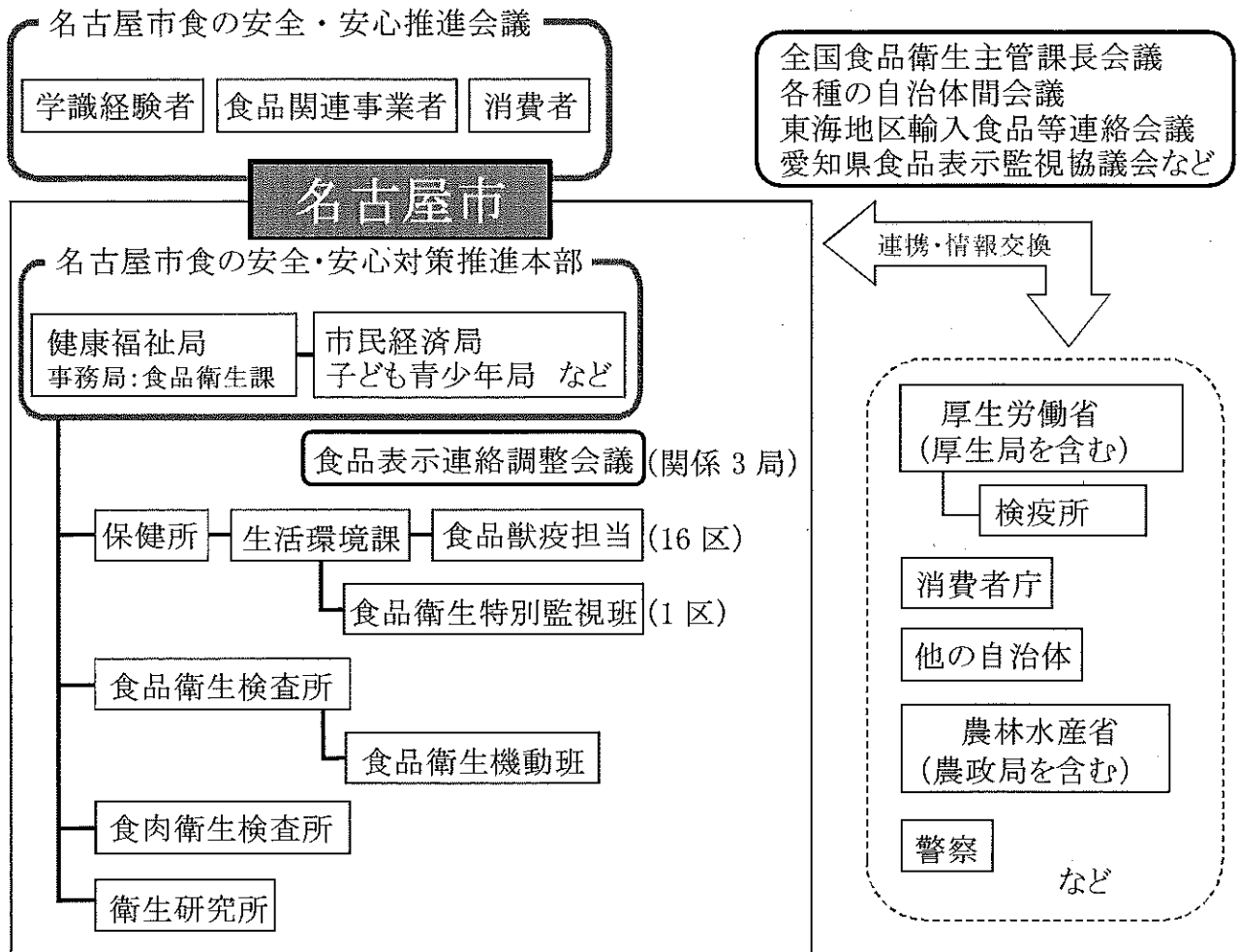
- | | | | |
|---|-----------------|-----|-----|
| 1 | 食の安全・安心確保の体制 | ・・・ | 1 頁 |
| 2 | 食品表示法の施行 | ・・・ | 3 頁 |
| 3 | 監視指導及び食品等の検査 | ・・・ | 5 頁 |
| 4 | 廃棄食品の不正流通事件への対応 | ・・・ | 7 頁 |

平成28年11月17日
健康福祉局

1 食の安全・安心確保の体制

名古屋市では、「食品衛生法」、「食品表示法」、その他関係法令に基づき16区保健所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所、衛生研究所及び食品衛生課が、それぞれの役割のもと、互いに連携し、監視指導計画に基づいて食の安全を確保するための事業を実施している。

また、関係部局、関係機関等と連携を図りながら、食品衛生に関する情報交換や協議を行うことにより、食の安全・安心の確保を図っている。



注1：食の安全・安心推進会議

学識経験者、消費者、事業者、市が、食の安全・安心の確保に関する事項について協議する場として開催し、会議の意見を本市の施策に反映する。

注2：食の安全・安心対策推進本部

食の安全・安心に関係する5局1委員会で構成し、情報の収集および共有を行うとともに、施策の調整及び推進を図る。

注3：食品表示連絡調整会議

食品表示に関係する3局5課で構成し、食品表示に関する情報交換、諸施策の調整及び推進を図る。

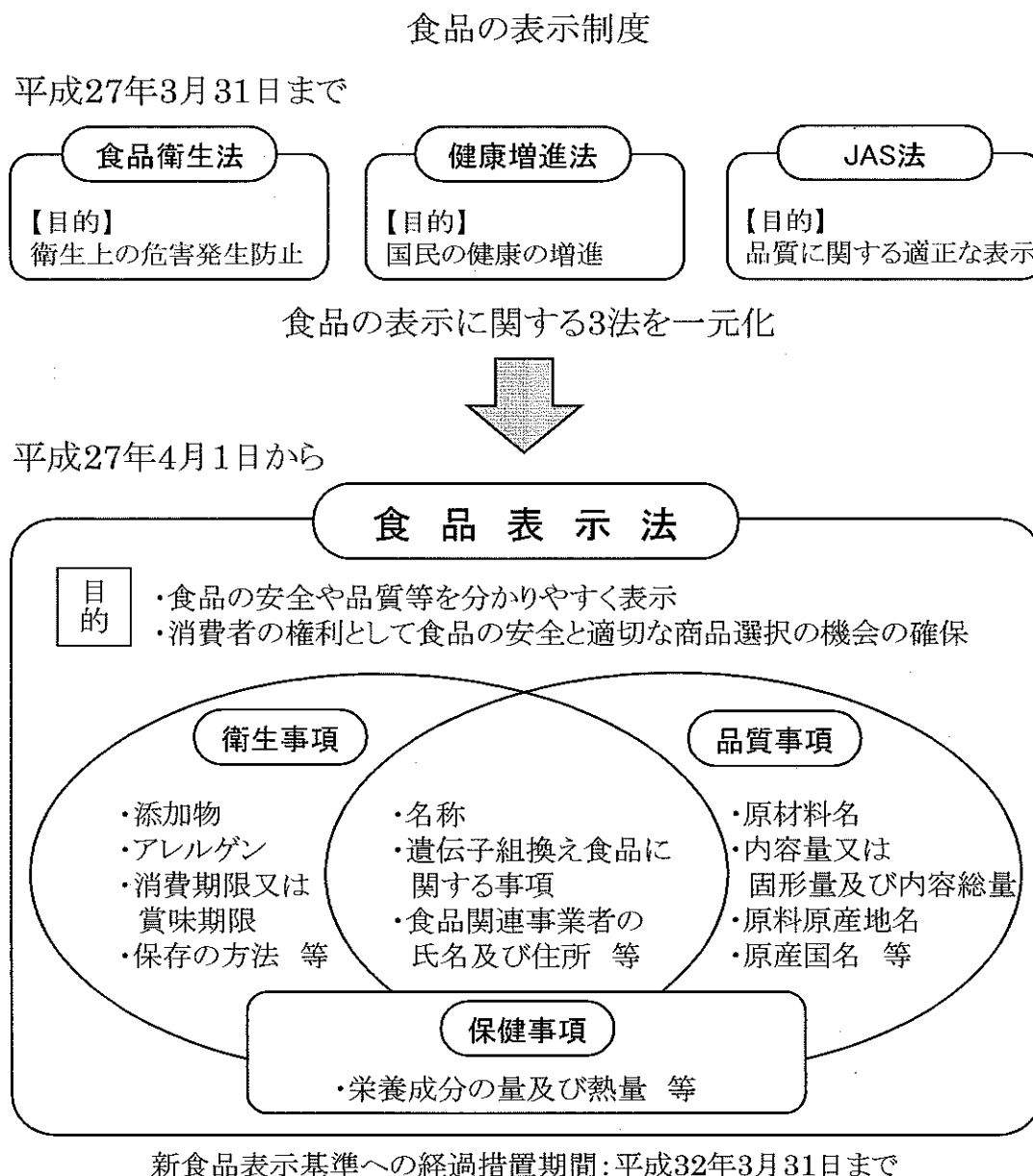
実施機関名	主な業務内容	
健康福祉局 食品衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関する事業の企画立案 ・保健所や関係部局・国・他自治体との連絡調整 ・食の安全・安心推進会議の運営 ・食品表示法に関する一元化窓口 ・平成28年度に愛知県から権限移譲された表示事項（品質事項）の監視指導等 	
保健所 生活環境課	食品獣疫担当	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の許可 ・営業施設等の監視指導及び収去検査（抜き取り検査） ・食中毒等の調査及び措置 ・食品表示の相談対応 ・市民からの苦情相談対応
	食品衛生特別監視班	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校給食施設、大規模食品製造施設等の専門的な監視指導
食品衛生検査所 (中央卸売市場本場内)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場内を流通する食品の監視指導及び収去検査 	
	食品衛生機動班	<ul style="list-style-type: none"> ・デパート、スーパー等を流通する輸入食品等の監視指導及び収去検査
食肉衛生検査所 (中央卸売市場南部市場内)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛や豚のと畜検査 	
衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品や食中毒の検査の他、アレルギー物質を含む食品、遺伝子組換え食品等、高度な検査 	

2 食品表示法の施行

(1) 食品表示法の成り立ち

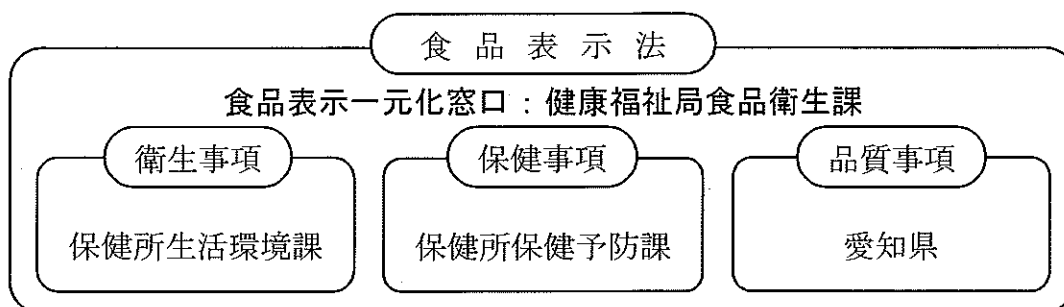
食品の表示は、複数の法令で規定され、複雑で分かりにくいことが問題視されていた。そこで、分かりやすい食品表示制度の創設を目指して、主な3つの法律を一元化した新しい法律、食品表示法が平成27年4月1日に施行された。

食品表示法では、食品衛生法由来の添加物やアレルギー等の表示事項を「衛生事項」、健康増進法由来の栄養成分表示等の表示事項を「保健事項」、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、「JAS法」という。）由来の原材料名や原産地等の表示事項を「品質事項」として整理している。



(2) 食品表示法に関する執行体制

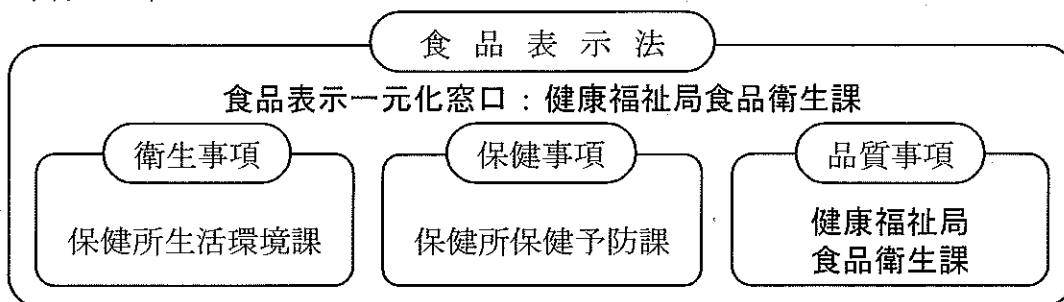
平成28年3月31日まで



愛知県からの権限移譲



平成28年4月1日から



(3) 適正表示の推進

法に基づく食品表示が適正に実施されるよう、製造所や販売店等、事業者への監視指導を実施している。また、消費者、事業者へ食品表示の講習会を実施し、事業者からの表示に関する相談等も受け付けている。

ア 講習会等

(平成27年度)

区分	回数	参加者数
保健所講習会	72	1,760
食品表示法説明会	1	667

注：食品表示法説明会は、平成28年1月21日に名古屋市公会堂にて消費者庁、愛知県及び中核市と共催

イ 周知啓発

食の安全・安心に関する情報を迅速に提供するために、「なごや食の安全・安心情報ホームページ」や「なごや『よい食』メール」により、食品の表示方法に関する情報等を提供している。

3 監視指導及び食品等の検査

食の安全を確保するために、関係法令に基づき、食品関連施設に対する監視指導及び食品等の収去検査を実施している。

(1) 監視指導

ア 監視件数

(単位:件)

区 分	27年度		28年度(9月末)	
	許可を要する業種	許可を要しない業種	許可を要する業種	許可を要しない業種
施設数	52,538	25,786	52,551	25,894
監視指導延件数	62,945	46,829	29,267	19,362
行政処分件数	7	5	7	1

イ 監視により発見した不適正な表示件数

(単位:件)

区 分		27年度	28年度(9月末)
不適正な表示件数		229	556
内 容	衛生事項	229	178
	品質事項	—	378

注：平成28年度に愛知県から名古屋市へ品質事項の権限移譲

(2) 収去検査

(単位:件)

区 分	27年度		28年度(9月末)	
	微生物検査	理化学検査	微生物検査	理化学検査
検査項目数	10,001	83,201	5,822	55,533
違反・不適件数	36	12 (7)	32	5 (2)

注：() 内は不適正な表示件数 (再掲)

(3) 食品中の放射性物質検査

国が検査を指示した17都県で生産・製造された食品を対象として、平成23年3月から平成28年9月末までに1,733検体を検査し、基準値を超える食品はない。

ア 役割分担

検査機関	食品衛生検査所	衛生研究所
検査の種類	スクリーニング検査	精密検査
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場本場内を流通する一般食品を測定 ・少量かつ短時間で合否判定が可能 ・50ベクレル/kgを超えた場合は、衛生研究所に搬入し精密検査による確定検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食食材のほか、基準値の低い飲料水、乳児用食品等を中心に測定 ・放射性物質を低い濃度まで測定可能
測定時間	約15分	約40分～1時間
検査検体量	約300g	約1kg

イ 検査実施状況

(単位：検体)

区分		27年度		28年度(9月末)		基準値 (ベクレル/kg)
		スクリーニング検査	精密検査	スクリーニング検査	精密検査	
一般食品	農産物及び加工品	50	66 (53)	45	50 (26)	100
	魚介類及び加工品	163	36 (16)	57	8 (5)	
	その他の一般食品	33	74 (26)	19	44 (12)	
牛乳・乳飲料 乳児用食品			8		6	50
飲料水			7		4	10
計		246	191 (95)	121	112 (43)	

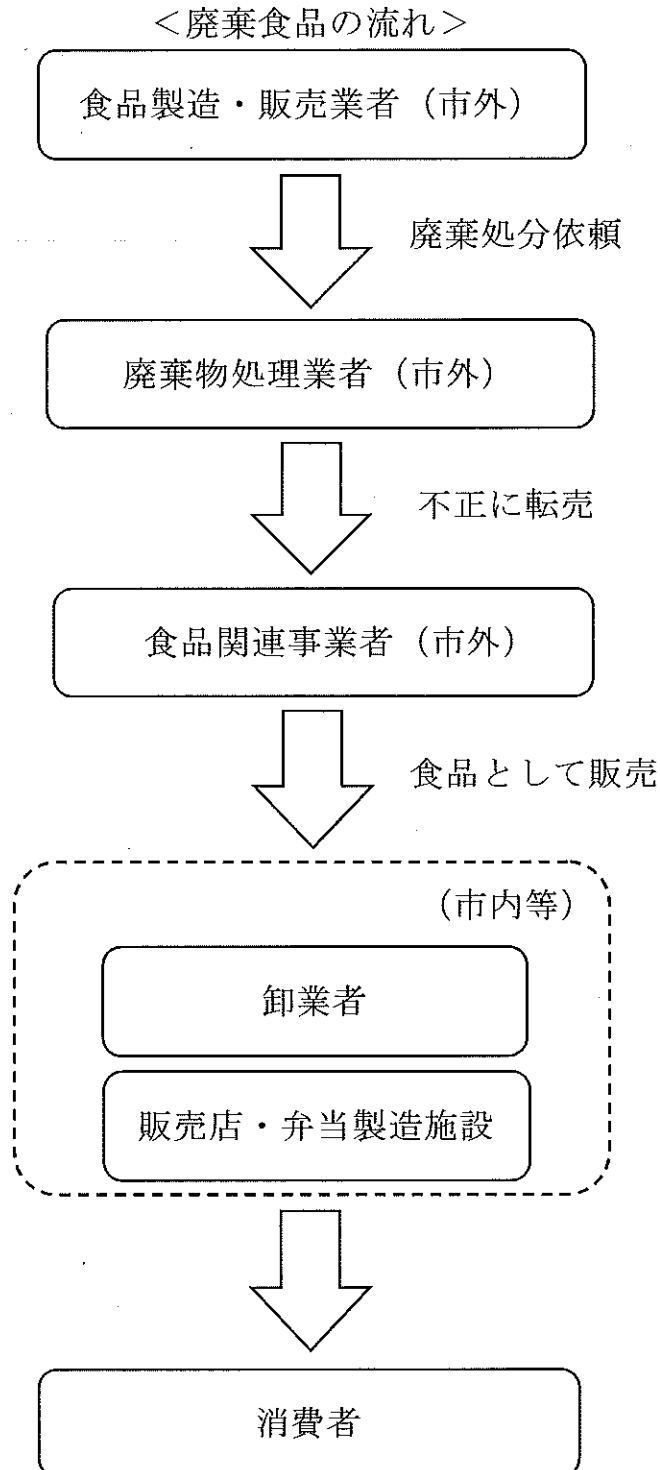
注1：基準値は食品衛生法に基づく

注2：()内は学校給食食材(再掲)

4 廃棄食品の不正流通事件への対応

(1) 事件の概要

平成28年1月、愛知県から「廃棄処理されたビーフカツが不正に転売され、食品として流通していた。」との情報があり、調査したところ、市内のスーパーや弁当製造施設等で調理、販売されていたことが判明した。



(2) 本市の対応

食品による問題が発生した際には、食品の流通状況や健康被害の有無を調査し、健康被害の拡大防止や再発防止等を図る。

ア 当該食品の調査

保健所等が流通先に立入り、仕入量、販売量、在庫の状況について調査し、在庫があった場合は、販売・提供しないよう指導した。

販売店については、購入者に対して当該食品を喫食せずに返品するよう、店頭に掲示等により呼び掛けるよう指示した。

イ 食品表示に関する緊急監視

問題となった食品に適正な表示がされていなかったことを受け、平成28年1月19日から29日までの期間に、保健所等が市内の販売店等に対して緊急監視を実施した。

不正な流通が疑われるような不自然な表示の食品がないことを確認した。

区分	監視施設数	不適正な表示の食品数
販売店等	施設 381	製品 51
弁当製造施設	88	1
計	469	52

ウ 再発防止

食品関連事業者に対し、食品を仕入れた際に品質や表示が適正であることを確認するよう、保健所等が監視指導している。

また、廃棄物担当部署と連携し、食品残さや規格外食品等の適正な処理について食品関連事業者に対して周知啓発している。

